

第17回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日 時：平成20年7月15日（木）13：30～14：51

会 場：中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

出席者：渡委員長、山内委員長代理（総合部会長）、碓井委員、
高橋委員、野田委員、前田委員、宮本委員、

事務局：大田大臣、松元政策統括官、赤井民間資金等活用事業推進室長、
稗田参事官、後藤補佐

議事概要：

大田大臣より御挨拶

- （1）PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説（案）について
- （2）PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）について
- （3）VFM（Value for Money）に関するガイドライン改定案について

山内部会長より総合部会の検討結果として、6月26日に「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説（案）」、「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」、「VFMに関するガイドラインの改定（案）」が取りまとめられたことについて報告。報告の具体的な内容は以下のとおり。

総合部会ではその下にPFI事業実施プロセスのワーキンググループを設置し、契約の標準化、要求水準の明確化について検討を行った。また、VFM評価に関するワーキンググループを設置し、VFM評価の透明性、客観性確保について検討を行った。

6月26日に第24回の総合部会を行い、内容について精査した上で「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説（案）」、「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」、「VFMに関するガイドラインの改定（案）」をとりまとめたところ。

「PFI事業契約に際しての基本的な考え方とその解説（案）」、「PFI事業契約の関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」については、今回の委員会ではドラフトという形でとりまとめ、今後パブリック・コメントを行った上で、再度御報告をさせていただきたい。

事務局より、資料に基づき「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説（案）」、「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」及び「VFMに関するガイドラインの改定（案）」の内容について説明。

各委員の主な意見は以下の通り。

・(A委員) 審議の進め方について動議を提案したい。まず、本日は議題(3)の「VFM(Value for Money)に関するガイドライン改定案について」から審議してほしい。比較的問題がないと思われる。契約の標準化、要求水準の明確化については、議論がまだ煮詰まっておらず、議論すべき点が残っているのでもう少し議論の時間をいただきたい。プロセスWGでの契約の標準化、要求水準の明確化については、検討プロセスが不明瞭であったので、これまでの検討経緯を明らかにすべき。

・(事務局) 議論が煮詰まっていないことについては、今回はあくまでドラフト案としてとりまとめ、8、9月辺りにパブリック・コメント、意見交換会を行い、公共施設等の管理者等、民間事業者の方々からお伺いしたい。その後、秋に総合部会や必要に応じワーキンググループを開くこととしたい。今後の進め方についても、複数の考え方を提示するなどして議論を進めさせていただきたい。

・(委員長) 契約の標準化、要求水準の明確化については、今回とりまとめるものは、結論ではなくて、あくまでもこれから幅広く議論していくためのたたき台という位置づけにしたい。同時に、委員会は今後とも透明性のあるディスカッションをしていく。中身はもっとブラッシュアップしていくことが必要。

・(部会長) 別の考え方、御不満の部分もたくさんあると思う。最終的に、参考資料1の今後の進め方の中で、透明性が発揮できるような形の進め方に軌道修正させていただく。そういうことが一番建設的なプロセスではないか。物価スライドなど喫緊の問題もあり、結論ではなくても、ある程度考え方を外に出していくことも必要。

・(A委員) パブリック・コメントを早く求めるというのはよくわかる。せめて今までいろいろなところで議論をして意見が出てきたことは並列的につけ加え、それを踏まえパブリック・コメントをいただけるような形に、是非ともしていただきたい。

・(B委員) 今回、取りまとめを行うのは「基本的考え方」という名前になっているが、参考資料1で第18回推進委員会では「標準契約書モデル及びその解説」「要求水準書作成指針」と書いてあるとおり、最終アウトプットはあくまで標準契約書モデル、要求水準書作成指針を作るということでよいのか確認したい。

・(事務局) 秋に十分な御議論をいただくことが必要であり、その上で名称は委員会等で御議論いただき、最後にふさわしい名前にしていただければと考えている。

・(B委員) 最終的に目指すものは何かということを中心にきちんと明示した上でパブリック・コメントをもらう必要があると思う。基本的考え方(案)をパブリック・コメントに出して、基本的考え方の最終版を目指すのか、それとも一步踏み込んで要求水準書作成指針を目指すのか、パブリック・コメントにかけるときに言わないといけない。

・(事務局) 事務局としては最終的に目指す姿は、要求水準書作成指針であると考えているが、まだ委員の先生方から御意見が出ている現段階ではそこまで断言ができない。

・(C委員) 最終的には標準契約書モデル及びその解説がいいが、現時点ではカバレッジが必ずしも十分ではない。その意味では、基本的な考え方としてもいい。非常に微妙な問題も含みつつ、今回はものすごくチャレンジングなものを出している。契約書のすべてと要求水準書のすべてについてまとめきるというのは、現時点では極めて難しい。パ

ブコメの結果、基本的な考え方で公表するか、さらに完璧なものを目指すか、選択の余地はあるが、現時点ではこれでいいのではないか。

・(D委員) 標準契約書モデル及び要求水準書作成指針という形を当然目指すべきだが、いきなりまとまった形の標準契約書モデルとなるか、指針という形になるかは、まだ見えない。最終的にパッケージとしてのモデルという形を目指すということは書けるが、秋までにはと言えないではないか。

・(事務局) 秋の段階で議論が煮詰まっていなければ、引き続き議論ということになるかもしれないが、事務局としては、是非標準契約書モデル及びその解説をつくるという目的、目標を掲げて、御議論を深めていただければと思う。

・(委員長) 標準契約書モデルを作ることを目指して、それに必要な基本的なポイントについてパブリック・コメントに出して、意見を広く聴取しようということ。

・(E委員) そのような方向に賛成だが、パブリック・コメントを求めるときにその趣旨を明示することが重要。最終目標として目指しているものを明示して、それぞれの基本的考え方についてパブリック・コメントに付して、それらの意見を踏まえて今後更に作業を続けていきたいといった、表書きをきちんとすることが重要。

「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」を公表し、広く意見を求めていくことについて了承。

VFMに関するガイドラインの改定についてPFI推進委員会としてとりまとめ、公表することについて、了承。

(4) その他

事務局から、昨年11月に取りまとめられたPFI推進委員会報告の中で「重点的に検討し速やかに措置すべき課題」とされた「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施」、「地球温暖化防止への対応」及び「補助金、税制等の支援措置のイコールフットイング」に関連して、内閣府等でとりまとめた報告書につき、報告を行った。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681